**介護保険【要介護・要支援】認定申請書に関する留意点**

【**申請日の取り扱いについて**】

要介護等認定申請は、申請書を守口市高齢介護課の窓口で**受理した日が申請日**となり、その日が、介護サービスの開始日となります。

また、郵便の申請も可能であることから、郵便事情等も考慮し、申請日を次のとおり取扱います。

* **郵送の場合**

守口市高齢介護課の窓口に**当該申請書が到着し、受理した日を原則申請日**とします。

**新規申請及び区分変更申請の場合**

新規申請及び区分変更申請の場合は、介護サービスの開始日は申請日以降となるため、申請日の取り扱いが大変重要となります。申請しようとする日が閉庁日である等、どうしてもその日に申請ができない場合を除き、**原則日付をさかのぼった申請は受け付けしません。**

**更新申請の場合**

更新申請の受付期間は、**認定有効期間満了日の60日前から申請することができます。**

ただし、更新申請せず**有効期間が過ぎた場合は、新規申請として取扱い**、有効期間満了日の翌日から新規申請日までの間は、介護保険サービスの対象となりませんので、ご注意ください。

**【区分変更申請時の注意事項】**

介護保険［要介護・要支援］認定申請書の変更申請理由の欄には、前回認定調査実施時と比べ、介護の手間が変わっている状態であること（心身の状態がどのように変化したか）の記載をお願いします。

（記入例）

一人で歩行ができていたが、圧迫骨折後は移動時に妻が手をそえないと歩けない。

介護度が重くなることを想定する区分変更申請であっても、認定審査会の判定が従前の判定より軽い介護度となった場合、想定とは反する従前より軽い介護度が申請日に遡って適用されますのでご注意ください。

また、状態が変わっていないと判定された場合は、「却下(変更なし)」となります。この場合、現在の有効期間満了日まで継続されるか、『みなし更新』の取り扱いとなります。

『みなし更新とは』

更新申請が可能な期間に申請された区分変更申請の認定結果が「却下(変更なし)」となった場合、その申請が更新申請であったとみなし、満了日の翌日からの認定とします。